

平成29年度臨時職員登録について

平成29年度中に臨時職員としての雇用が予想される職務内容は、下記のとおりとなっております。

臨時雇用登録者名簿に登録を希望される方は、臨時職員登録申請書に所定の事項を記載し、市役所人事課まで提出又は郵送してください。

また、自力通勤が可能な障がい者の登録も受付いたします。登録の際は、障がい者手帳や療育手帳等の写しを添付願います。

○ 受付期間：随時 8時30分～17時15分（土、日、祝日を除く。）

○ 提出先：314-8655 鹿嶋市大字平井1187番地1 鹿嶋市総務部人事課

職務内容	勤務形態	職務内容	勤務形態
○保育士 ※要資格	時給区分：技術職員（980円）	○用務員	時給区分：その他の職員（830円）
保育園、認定こども園、総合福祉センター等での乳幼児、障がい児保育 （市内の施設）	月曜～金曜（土曜勤務あり） 7:30～18:30 （うち7.75時間、5.5時間勤務等）	学校等での用務、校舎内外環境整備、給食配膳等 （学校施設等）	月曜～金曜 8:00～15:00（うち5時間）
○幼稚園教諭 ※要資格	時給区分：技術職員（980円）	○庁舎宿直員	時給区分：特殊作業職員（880円）
幼稚園等での幼児、障がい児保育、預かり保育 （市内の幼稚園等）	月曜～金曜（園児登園日） 8:30～15:00（うち5.5時間）	庁舎内の巡回、平日夜間及び休日における電話対応、各種届出の受付（婚姻届、死亡届等）	①17:15～20:30 ②17:15～翌8:30 ③8:30～17:15 シフト勤務により月100時間程度 ※土、日、祝日及び年末年始勤務有
○アシスタントティーチャー	時給区分：技術職員（980円）	○一般事務補助	時給区分：その他の職員（830円）
児童・生徒の介助、教員の補助等 （小学校・中学校）	月～金曜（児童登校日） 8:00～15:30 ・小学校：週26.5時間 ・中学校：週27.5時間	パソコン入力等定型的単純業務 窓口案内業務等 （本庁）	月曜～金曜 9:00～15:00
○調理員	時給区分：特殊作業職員（880円）		※ワード・エクセル操作ができる人を優先します。 ※1～3箇月程度の短期間雇用の場合もあります。
給食調理業務 （保育園・学校施設等）	月曜～金曜（給食実施日） 8:30～16:00（うち5.5時間）		
○給食配膳員	時給区分：その他の職員（830円）		
学校給食の配膳・片付け等 （学校施設）	月曜～金曜（給食実施日） 10:00～14:00（うち3.5時間）		

◎ 賃金（時給） 単位：円／時間

時給区分	金額
技術職員	980
特殊作業職員	880
その他の職員	830

※ 上記の勤務内容・勤務形態は、都合により変更となることがあります。

また、登録可能な職種について掲載しており、全ての職種において新規募集をしているわけではありませんので、御了承ください。

1 平成29年度中に臨時職員等の雇用の必要が生じた場合は、臨時雇用登録者名簿に登録された方々の中から、その都度選考（面接含む）のうえ、雇用いたします（雇用決定された方には、その都度連絡いたします。）。

※ 登録された方がすべて雇用されるわけではありませんので、御了承ください。

2 臨時雇用登録者名簿掲載期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間です。

3 平成28年度に3箇月を超えて雇用されたことのある方は、平成29年度の登録はできませんので、御了承ください。

4 雇用期間は6箇月以内で、更新は年度内1回のみです。

※ 原則として、1年度を超える雇用はできません。

5 雇用が決定した場合、健康診断票等一定の書類の提出が必要です。